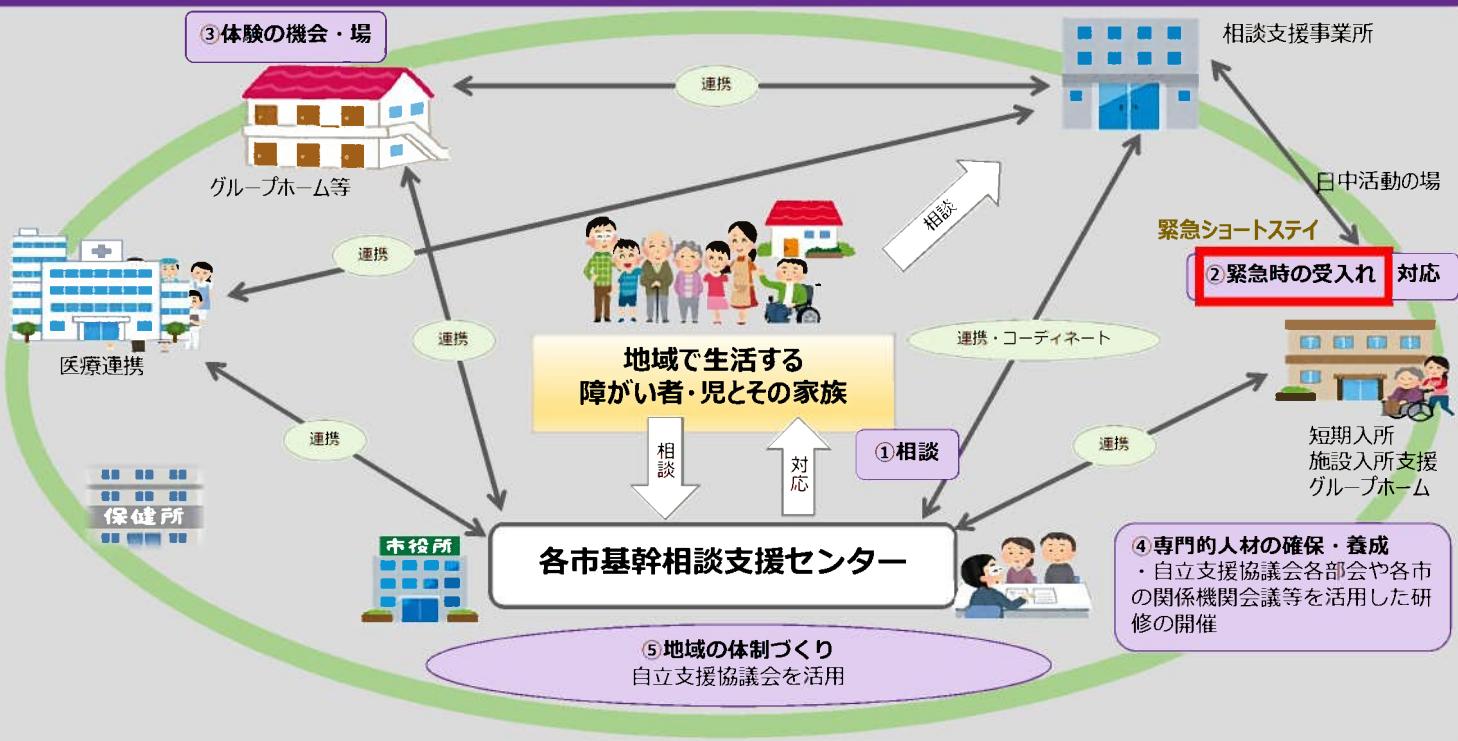
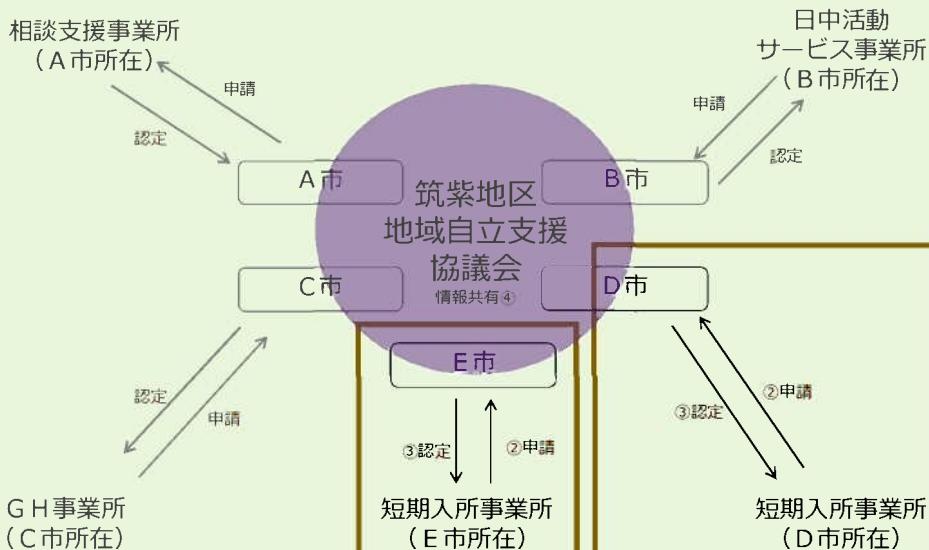


## 筑紫地区地域生活支援拠点等イメージ



## 地域生活支援拠点等（緊急時の受入れ機能）の認定イメージ

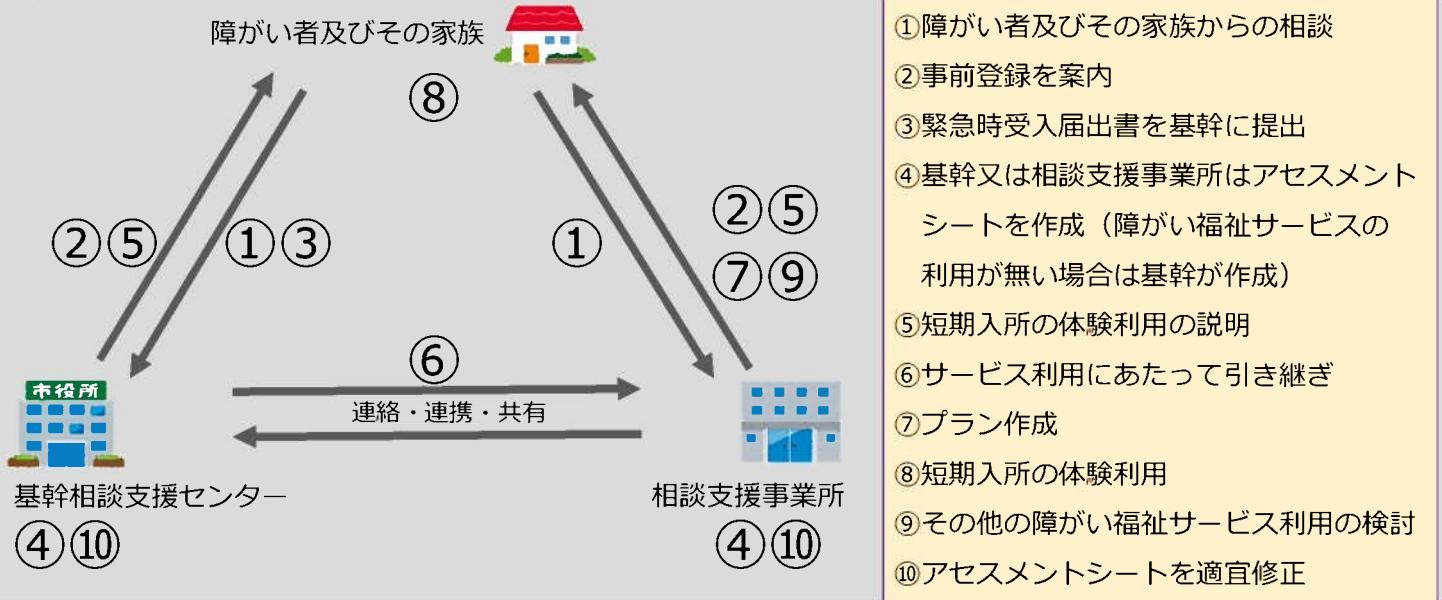
### 筑紫地区



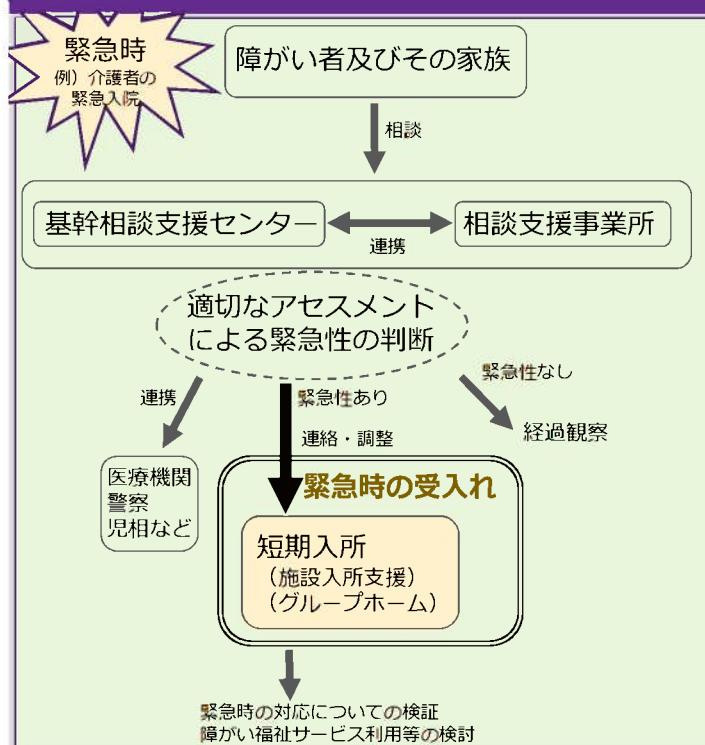
- ①事業所は所在する市に事前に連絡・相談。
- ②登録申請書と運営規定の写し（拠点の機能を追記したもの）を所在する市に提出。
- ③市は内容を審査し、申請者に通知
- ④筑紫地区地域自立支援協議会で情報共有

# 事前登録の促進

在宅で一人で過ごすことが困難な障がいのある人について、将来的に緊急時の対応が必要となることを見込んで、**事前登録**をしておくことが重要。



# 緊急時の受け入れの流れ



## 1. 障がい福祉サービスを利用している場合

- ① 相談支援事業所は本人等から適切に状況の聞き取りを行う。
- ② 緊急届出書が未提出の場合は、相談支援事業所はアセスメントシートを作成する。
- ③ 相談支援事業所は基幹に連絡する。
- ④ 基幹は緊急性の有無を判断する。
- ⑤ 緊急性がある場合、相談支援事業所は短期入所等の調整等を基幹と連携を図りながら行う。
- ⑥ 後日、緊急時の対応について検証を行う。

## 2. 障がい福祉サービスを利用していない場合

- ① 基幹は本人等から適切に状況の聞き取りを行う。
- ② 緊急届出書が未提出の場合は、基幹はアセスメントシートを作成する。
- ③ 基幹は緊急性の有無を判断する。
- ④ 緊急性がある場合、基幹は短期入所等の調整等を相談支援事業所と連携を図りながら行う。
- ⑤ 後日、緊急時の対応について検証を行うとともに、相談支援事業所に引き継ぎを行い、短期入所やその他の障がい福祉サービス利用の検討を行う。